

第三百三十一号議案

東京都懸垂電車条例を廃止する等の条例

右の議案を提出する。

令和五年六月六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都懸垂電車条例を廃止する等の条例

(東京都懸垂電車条例の廃止)

第一条 東京都懸垂電車条例(昭和三十九年東京都条例第百七号)は、廃止する。

(東京都交通事業会計の設置に関する条例の一部改正)

第二条 東京都交通事業会計の設置に関する条例(昭和四十一年東京都条例第百五十三号)の一部を次のように改正する。

「、自動車運送事業及び鉄道事業(高速電車事業を除く。)」を「及び自動車運送事業」に改める。

附 則

この条例は、東京都規則で定める日から施行する。

(提案理由)

懸垂電車事業の廃止に伴い、東京都懸垂電車条例(昭和三十九年東京都条例第百七号)を廃止するほか、規定を整備する必要がある。